

佐賀労働局発表
令和3年11月12日

報道関係者 各位

【照会先】
佐賀労働局労働基準部監督課
監督課長 秋山 茂
主任監察監督官 川浪 盛雄
(電話) 0952-32-7169

「ベストプラクティス企業」への職場訪問について ～佐賀労働局長が森永デザート株式会社を訪問しました～

佐賀労働局（局長 加藤博之）では、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として、今月9日、働き方改革に向けて積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）を訪問しました。

佐賀労働局では、働き方改革に向けた積極的な取組事例を収集し、他の企業等に対し広く紹介することで、引き続き、過重労働解消に向けた気運の醸成を図ってまいります。

森永デザート株式会社

日 時：令和3年11月9日（火） 14:00～15:00

場 所：佐賀県鳥栖市藤木町字若桜5-2

内 容：企業側説明（働き方改革の具体的取組等）

代表取締役と労働局長との意見交換

別添 「『ベストプラクティス企業』を佐賀労働局長が訪問しました」

会社への取材を希望される場合には、事前に佐賀労働局労働基準部監督課（0952-32-7169）まで、ご連絡ください。

「ベストプラクティス企業」を佐賀労働局長が訪問しました

森永デザート株式会社

佐賀労働局（局長 加藤博之）では、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として、今月9日、働き方改革に向けて積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）として、森永デザート株式会社を訪問し、同社代表取締役社長森田研一氏から取組の内容やその効果を伺い、意見交換を行いました。

訪問先の森永デザート株式会社は非正規社員も含めた業務改善提案による省力化を図りつつ、連続休暇等の計画付与制度導入による年次有給休暇の取得を向上させ、生産性向上に繋げる好循環が見られました。

佐賀労働局では、働き方改革に向けた積極的な取組事例を収集し、他の企業等に対し広く紹介することで、過重労働解消に向けた気運の醸成を図ることとしています。

訪問した企業の概要

➤ 企業名

森永デザート株式会社

➤ 事業内容

冷菓（アイスクリーム）の製造

➤ 所在地

佐賀県鳥栖市藤木町若桜5-2

➤ 従業員数

255名（令和3年6月現在）

働き方改革に取り組んだきっかけ

森永デザート株式会社では、製造製品の特性上、春～夏に稼働日が多くなることから、一年を通じて、従業員の健康の確保、並びに従業員や家族との時間を確保していくことに焦点を当て、ワークライフバランス推進及び働き方改革の取組を行っています。

心の健康・体の健康・環境の健康を配慮し、「2030年までにウェルネスカンパニーへ生まれ変わる」という方針のもと、取組を進めています。



加藤局長（左）

森田社長（右）



佐賀労働局

主な取組の内容

➤ 作業改善提案制度

- ・非正規を含めた提出件数の目標設定
(社員との一体感)
- ・機械化、省力化

➤ 残業時間の平準化

- ・月例会議で個々の残業時間を報告し、年休を取得しやすい職場風土の醸成
- ・過去の気象状況を踏まえた生産計画により、残業時間を削減

➤ ノー残業デーの実施

- ・工場の生産設備を止めることで定時退社を実施

➤ 連続休暇取得の勧奨

- ・3日から5日までの連続年休取得制度
- ・雇用時に年休5日付与(法定を上回る年休付与)
- ・生産計画と休暇カレンダーを連動させ休暇の取得状況を各部門のリーダーが日々確認し、未取得者に対し、取得を促す

➤ リフレッシュ休暇

(有給と支援金給付)

- ・勤続20年で3日、30年で5日の連続休暇付与

取組の効果

機械化・作業手順改善等による省力化を図り残業時間を削減させ、人手不足の解消が進んだ結果、休暇を取得しやすい職場環境が整備された。また、計画的な休暇取得を勧奨することにより、年休が取得しやすい職場風土が醸成され、職場への定着率が向上し、事業場全体として生産性が向上するといった好循環が生まれた。

【主な取組効果】

➤ 作業改善による生産性向上

➤ 連続年休取得率

100% (令和2年度)
前年比8ポイント増

➤ 年休取得率

55.5% (令和2年度)
前年比25ポイント増

取得率(%) = 全雇用者の年休取得日数 / 全雇用者の年休付与日数 × 100

➤ 人材育成・人手不足解消

➤ 平成31年・令和元年度以降入社の正社員の離職者ゼロ

